

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 桐生市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	桐生市勤労者住宅資金	1. 住宅の新築、増改築等の資金 2. 建売住宅、中古住宅の購入資金 3. 上記に直接必要な土地購入資金	同一事業所に一年以上継続して勤務し、市内に自己の居住する住宅を建築、又は既設住宅及び宅地購入しようとする、市税等滞納のない勤労者。	1世帯あたり 1,000万円 (所要経費の80%以内)	年利2.5%以内	20年以内	年間随時	貸付予定額に達するまで	商工振興課	0277-46-1111 内線563	http://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/kinryo/1006404/1002541.html	返済方法:元利均等月賦償還又は月賦、半年賦併用償還 申込窓口:市内及び旧大間々町等の各金融機関(横浜銀行、農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く)
リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業等)	助成	桐生市高齢者住宅改修費補助事業	60歳以上の高齢者のみが居住する家屋のバリアフリー工事費用	60歳以上の高齢者のみの世帯で、生計中心者の前年度分の所得税が非課税の世帯	20万円/戸	当該工事費用(上限24万円)の5/6	—	工事着手前	予算の範囲内	健康長寿課	0277-46-1111 内線556	http://www.city.kiryu.lg.jp/koureisha/fukushi/1001781.html	新築・増築は対象外
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	桐生市重度身体障害者(児)住宅改修費補助事業	住宅設備を障害者(児)に適するよう改造するための工事費用	①～④すべてに該当する者 ①市内に居住する者 ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③次のいずれかに該当する者 ア.下肢の障害者で1級又は2級の者 イ.体幹の障害者で1級又は2級の者 ウ.下肢及び体幹の重複障害者で1級又は2級の者 エ.視覚の障害者で1級の者 オ.上肢の障害者で1級又は2級の者(ただし、両上肢に4級以上の障害がある者に限る) ④市民税所得割額16万円未満の世帯	50万円	補助対象工事費の5/6を補助。 補助金は50万円が上限。	—	工事着手前	予算内	福祉課	0277-46-1111	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/shogaijisonota/100740.html	新築・増築は対象外 障害者1人に1回限り
リフォーム資金	助成	きりゅう暮らし応援事業 (桐生市住宅リフォーム助成金)	(1)住宅の機能向上、住環境向上のために行う住宅の外壁・屋根の修繕及び建物内のリフォーム工事(改修、修繕、模様替え等) (2)工事費用が税込20万円以上であること (3)桐生市内の施工業者を利用すること (4)補助金の交付決定後に着工し、来年2月末までに工事完了報告すること ※性能向上を目的とする工事費(20万円以上)は加算補助対象となります。	桐生市内に住宅を所有し、その住宅に居住していること。 その住宅に住む人全員が市税等を滞納していないこと。 その住宅に住む人全員が暴力団員等でないこと。 過去にこの補助金を受けていないこと。	基本補助:上限20万円 +加算補助:上限10万円(その他欄参照)	—	—	令和2年4月20日～令和元年10月30日 (工事着手前)	170件(先着順) (予算の範囲内)	建築住宅課	0277-46-1111 内線632,633	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/utaku/1011339/index.html	基本補助:対象工事費の10%(※子育て世帯20%)限度額は20万円 加算補助:対象工事(◎性能向上工事)費の10%(※子育て世帯20%)限度額は10万円 ※子育て世帯・・・平成14年4月2日以降に生まれた子供を扶養し、同居している世帯 ◎性能向上工事・・・省エネ工事、耐震改修工事、バリアフリー工事、防犯工事
合併処理浄化槽設置費	助成	桐生市浄化槽設置整備事業	(1)下水道法第4条第1項又は同法第25条の11により事業計画に定められた予定処理区域以外の地域(2)事業年度から起算して向こう5箇年の間に、地域し尿処理施設及び農業集落排水等の生活排水処理施設整備事業が予定されていない地域(3)前号のうち農業集落排水処理事業者が接続することができないと確認した地域内に住居を有する者	桐生市浄化槽設置整備事業により浄化槽を整備する者(主に居住を目的とした住宅で補助対象人員10人以下の浄化槽を設置する者)	新設5人槽/69,000円、7人槽/90,000円、10人槽/117,000円、転換5人槽/252,000円、7人槽/291,000円、10人槽/360,000円	—	—	令和2年4月1日から随時	26件 (予算の範囲内)	下水道課	0277-46-1111 内線752	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/index.html	既存単独処理浄化槽又は汲取り槽を適正に処分したときは、当該処分に要した費用として100,000円を加算する
合併処理浄化槽設置費	助成	桐生市浄化槽エコ補助金	(1)既存の単独処理浄化槽又は汲取り槽を確認できること。(2)既存の単独処理浄化槽又は汲取り槽を原則として撤去処分すること。(3)桐生市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により整備する浄化槽であること。(4)当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること。	桐生市浄化槽設置整備事業において、単独処理浄化槽又は汲取り浄化槽から合併浄化槽へ転換するもの。	人槽にかかわらず1基あたり10万円	—	—	令和2年4月1日から随時	10件(予算の範囲内)	下水道課	0277-46-1111 内線752	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/index.html	既存単独処理浄化槽又は汲取り槽を合併処理浄化槽に変更した場合に桐生市浄化槽設置整備事業補助金とあわせて申請できる
桐生市浄化槽設置資金貸付	貸付	桐生市浄化槽設置資金貸付	(1)下水道法第4条第1項又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域(2)事業年度から起算して向こう5箇年の間に、地域し尿処理施設及び農業集落排水等の生活排水処理施設整備事業が予定されていない地域(3)前号のうち農業集落排水処理事業者が接続することができないと確認した地域内に住居を有する者が浄化槽を設置する場合	桐生市浄化槽設置資金により、浄化槽を設置する者(主に居住を目的とした住宅で補助対象人員10人以下の浄化槽を設置する者)	人槽にかかわらず1基あたり50万円以内	—	—	令和2年4月1日から随時	予算の範囲内	下水道課	0277-46-1111 内線678	http://www.city.kiryu.lg.jp/index.html	貸付金の償還は償還金納入通知書により納付するもの。
桐生市水洗便所改造資金貸付	貸付	桐生市水洗便所改造資金貸付	(1)下水道終末処理場処理区域、小規模汚水処理区域又は農業集落排水処理区域に住居を有する者が既設の便所を水洗式に改造する場合	下水道終末処理場処理区域又は小規模汚水処理場処理区域で既設の便所を水洗式に改造しようとする者	汲(くみ)取便所の改造 限度額60万円以内 し尿浄化槽からの接続替え 限度額40万円以内	—	—	年間随時	予算の範囲内	下水道課	0277-46-1111 内線678	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/index.html	貸付金の償還は償還金納入通知書、口座振替等により納付するもの。
蓄電池設備設置費	助成	桐生市環境都市推進補助金 (新エネルギー設備等設置補助)	蓄電池設備	(1)市内に住所を有する者 (2)自らが居住する市内の住宅(店舗、事務所その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、居住用部分の2分の1以上を占めるものとする。)に設置した者 (3)市税等を滞納していない者 (4)補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した者 (5)過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない者 (同一項目で一度補助を受けたものについては補助対象外となります。) (6)住宅が共有名義または他の者による所有の場合は、同意書を提出できる者	蓄電池設備:1キロワットアワーあたり1万円(上限5万円)	—	—	令和2年5月7日～令和3年3月31日	40件程度 (予算の範囲内で実施)	環境課	0277-46-1111 内線575	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1014979/1014856.html	

耐震診断費	助成	桐生市木造住宅耐震診断技術者派遣事業	木造在来軸組工法で建築された地上2階以下のもの。昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を得て着工したもの。	市内に住所を有する個人が居住している住宅であること。市税等を滞納していないこと。本事業の実施は、同一の住宅及び所有者について、1回限りとする。	—	—	—	令和2年6月8日から先着順	5件予定(変更する場合があります)	建築指導課	0277-46-1111 内線672	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1013481/1013474.html	建築図面の製作費として9,000円(図面等の資料がない場合のみ)及び技術者の交通費1,000円は申請者の自己負担
耐震改修費	助成	桐生市木造住宅耐震改修事業	一戸建て住宅又は併用住宅(住宅の床面積が2分の1以上のもの)。昭和56年5月31日以前に着工したもの。在来軸組工法で建築した階数2以下のもの。耐震診断技術者によって耐震診断及び耐震補強設計が行われており、耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと判断されたもの。	補助対象の住宅を市内に所有し、当該住宅に居住している者(対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちから選任された代表者1人)。市税等を滞納していない者。同一の住宅及び所有者について、本要綱による補助金の交付を受けていない者(ただし従前の耐震改修を除く)。	—	—	令和2年6月15日から先着順(工事着手前)	予算の範囲内(変更する場合があります)	建築指導課	0277-46-1111 内線672	http://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/kenchiku/1002580.html		
その他	助成	きりゆう暮らし応援事業(住宅取得応援助成金)	・個人が居住を目的として市内に住宅を建築又は購入した場合、住宅取得費用の一部を補助するもの。 ・現行の耐震基準に適合していることを証明できること。 ・建築基準法及び関連規定に適合していること。	市内に住宅を建築又は購入し、その住宅に5年以上定住すること。 その住宅の所有者であること。 その住宅に住む人全員が市税等を滞納していないこと。 その住宅に住む人全員が暴力団員等でないこと。 過去にこの補助金または住宅取得応援事業補助金を受けていないこと。	基本補助:上限30万円 +加算補助(その他欄参照) ※住宅取得金額の10%または200万円のいずれか低い額を上限とする。	—	—	居住開始後90日以内	—	建築住宅課	0277-46-1111 内線632,633	http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1011339/index.html	基本補助:住宅取得金額の3% 加算補助:①夫婦加算(夫婦とも49歳以下)15万円 ②三世同居加算10万円 ③移住加算20万円 ④子ども加算(中学生以下)1人につき15万円 ⑤誘導区域加算10万円 ⑥市内業者加算10万円 ⑦桐生市空き家・空き地バンクを利用する場合15万円